

協議事項（４）北部地区の交通空白地対策事業（実証実験）について

北部地区における交通空白地解消を目的とした事業実施について、次の内容を基本として進めさせていただく。

1 乗用タクシー車両の活用について

本市では、コミュニティバス（定時定路線）の運行には、地域協議組織における協議を不可欠とする推進体制をとっている。

しかし、地域事情等により必ずしも地域での協議ができるわけではないが、その場合も交通空白地における移動手段を確保する必要がある。

そこで、コミュニティバス等を利用したいけどバス停まで遠くて利用できないという方のために、乗用タクシー車両を活用して、新たに設定する「タクシー停留所」から決まったコミュニティバス停留所まで送迎する交通サービスを実証実験として実施する。実施を通じて利用状況を確認し、公共交通利用のニーズ把握を行う。

2 制度の概要

◇事業者（予定）

（株）かねいち自動車
豊鉄タクシー（株）

◇停留所（A3ラミネートによる簡易なものを想定）

バス停留所

とがみくるりんバス「フィール」付近 1箇所

乗継タクシー停留所

「清田児童遊園地」、「清田低区配水場」、「中岡チビッコ広場」、「北部公民館」、「波瀬前」、「水竹町会館」、「橋詰公民館」 計7箇所

◇運行日時

火・木・土曜日（年末年始を除く）の8時30分から17時まで（繁忙時間要考慮）
令和5年度からは、火・木・金・土曜日（＝東部地区とがみくるりんバスに準じる）

◇運賃

- ・先払い1乗車100円（回数券可）（小学生は1乗車50円）
- ・コミュニティバスに乗り継ぐ際は当日限り1回無料で乗り継げる「乗継券」を配付
コミュニティバスから乗継タクシーに乗り継ぐ際も同様
- ・タクシー事業者に対して通常のタクシー運賃との差額分を補填する仕組みを基本とする

◇対象者

市内に住所を有する者であって、利用登録を完了した者
(通常タクシー利用との違い等注意事項の同意・悪質利用者の排除、利用実態の把握)

◇利用方法

- ・利用したい時刻の1時間前までに電話をし、乗継タクシーを利用したい旨および乗車(降車)したいタクシー停留所名、乗り継ぐ時刻を伝える。
- ・9時30分以前の運行予約については前日の17時までに要予約とする。
- ・タクシー停留所⇔バス停留所の移動のみ(タクシー停留所間の移動は不可)。
- ・乗り継ぎせずタクシーだけの利用も可。ただし、とがみくるりんバス・名鉄バスに乗り継げる時刻に合わせた利用に限る(別表参照)。
- ・高齢者割引タクシーチケット及び福祉タクシー料金助成券との併用不可

◇車両

- ・タクシー事業用乗用自動車と併用
- ・乗継タクシーとして運行中は、マグネットシール貼付又はフロント内側に吸盤でラミネート貼付等することにより、一般タクシー車両と区別

3 試験期間

令和5年3月から令和6年3月(予定)

利用状況に応じて延長

別表

とがみくるりんバス「フィール」停留所

時刻	系統
8:42	左回り
9:52	右回り
11:02	左回り
13:37	右回り
14:47	左回り
15:57	右回り

名鉄バス「水竹町西」停留所

時刻	系統
8:13	→市民病院→蒲郡駅
8:45	→蒲郡高校→蒲郡駅
9:03	→市民病院→蒲郡駅
9:41	→蒲郡高校→蒲郡駅
10:03	→市民病院→蒲郡駅
10:41	→蒲郡高校→蒲郡駅
11:03	→市民病院→蒲郡駅
11:41	→蒲郡高校→蒲郡駅
12:41	→蒲郡高校→蒲郡駅
13:03	→市民病院→蒲郡駅
14:41	→蒲郡高校→蒲郡駅
15:03	→市民病院→蒲郡駅
15:41	→蒲郡高校→蒲郡駅
16:51	→蒲郡高校→蒲郡駅

■ 乗継タクシーの停留所位置（および 基本運行ルート）案

